

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
8 年 第 7 号	8. 6. 4	県) 部長職（管理職）の職責についての陳情 1. 陳情の要旨 県) 議会議長へ既提出「陳情書」令和8年3月4日付（受理番号：8年第5号）に関して、本陳情書へも添付しましたが、産業戦略部長・総務部長より後日届いた内容証明の回答文書は面談拒否を肯定する内容で、県) の行政組織規則による職員の職務遂行を指揮監督する部長職の整合性を欠く回答は、不適切かつ不誠実の極みであり、正していただきたく申し上げる陳情です。 [説明責任] ① 産業戦略部前部長 砂押道大氏は、技術革新課課長 松長宏一氏の「面談説明責任の拒否」の実態内容の整合性確認、及び精査を怠った丸投げの回答は部長職の責任を怠る行為。 ② 総務部長 山口裕之氏は、人事課課長 鈴木貴裕氏の面談説明責任の放棄に「弁護士から対応を必要としない判断を受けている」との回答文書は、以下及び添付書類③回答文書（追記分）にも記載しましたが、実態内容の整合性確認、及び精査を怠った不適切・不誠実な行為。 回答文書以前のやり取りの段階で、弁護士は、〇〇〇法律事務所：〇〇〇氏とお聞きし（職員：〇〇〇氏より 令和8年2月26日）。翌朝弁護士へ内容確認したところ、県) 人事課との話では説明責任等の詳細は全く伺っていないとの弁。（令和8年2月27日午前9時35分） 2. 陳情の理由 前項の「説明責任」は、県) 職員服務規程、地方公務員法に定める義務規程に反する非行為を肯定する 県) の要である部長職の行為は、県民の信頼を著しく損ない職員全体も不名誉となる行為であり、本事案に関する茨城県行政の実態を県民全体へ問いたい。従いまして、防災環境産業委員会・総務企画委員会の皆様方へ魂ある正義の措置をお願い申し上げます。 添付書類（陳情に係わる書類） ① 陳情書 令和8年3月4日	片庭入組共有地組合 元組合長 太田 登	総務企画

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		② 産業戦略部 砂押道大氏へ内容証明郵便物（令和８年２月２７日付送付） 回答希望日 ３月１７日 回答文書 ３月２７日 ③ 総務部長 山口裕之氏へ内容証明郵便物（令和８年３月２日付送付） 回答希望日 ３月１７日 回答文書 ３月２７日 ④ 回答文書（③回答文書へ確認した内容を追記したもの） ⑤ 茨城県行政組織規則 抜粋 以上		

※添付書類は掲載しておりません。